

旭川医科大学病院看護師特定行為研修生受入規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院看護師特定行為研修生受入規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院看護師特定行為研修生受入規程（令和5年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(定員) 第6条 特定行為研修の定員は、 <u>6</u> 人とする。	(定員) 第6条 特定行為研修の定員は、 <u>5</u> 人とする。
(略)	(略)
(出願) 第8条 本院の特定行為研修の受講を希望し、出願する者（以下「出願者」という。）は、別に定める次の各号に掲げる書類を病院長に提出するものとする。 (1) 受講申請書 (2) 履歴書 (3) 受講志願理由書 (4) 推薦書 (5) 受講同意書及び臨地実習承諾書（本学に所属する看護師を除く。） (6) 看護師免許証の写し	(出願) 第8条 本院の特定行為研修の受講を希望し、出願する者（以下「出願者」という。）は、別に定める次の各号に掲げる書類を病院長に提出するものとする。 (1) 受講申請書 (2) 履歴書 (3) 受講志願理由書 (4) 推薦書 (5) 受講同意書及び臨地実習承諾書（本学に所属する看護師を除く。） (6) 看護師免許証の写し

(7) 認定看護師, 専門看護師の資格を有する者は, 認定書の写し(有効期限内のものに限る。)

2 共通科目のみ又は区分別科目のみの受講を希望し出願することはできない。ただし, 履修免除の対象者であり履修免除を希望する場合は, その限りではない。

(履修免除)

第9条 共通科目及び区分別科目において, 規定の条件を満たせば履修免除を行う。 (新設)

2 既修得科目の履修免除の申請を行おうとする者は, 出願時に既修得科目履修免除申請書に特定行為研修修了証を添えて申請するものとする。 (新設)

3 既修得科目の履修免除の申請があった場合は, 看護師特定行為管理委員会(以下「委員会」という。)において, 既修得科目の履修免除の可否を審査する。 (新設)

4 履修免除を認定された既修得科目に係る研修受講料については, 別表第4による金額を免除する。区分別科目において, 一部の特定行為が履修免除となる場合でも, 区分別科目を修得済みではないため, 受講料は減額しない。 (新設)

(審査)

第10条 特定行為研修の受講の可否は, 出願者から提出された書類審査及び面接審査の上, 委員会の議を経て, 病院長が決定する。

2 病院長は, 前項の規定により受講の可否を決定したときは, 出願者に対して書面にて通知するものとする。

第11条～第15条 (略)

(再試験)

第16条 病院長は, 第14条に規定する成績評価の結果が不合格であった特定行為研修生に対して, 原則として1回に限り再試験を行うこ

(7) 認定看護師, 専門看護師の資格を有する者は, 認定書の写し(有効期限内のものに限る。)

2 共通科目のみ又は区分別科目のみの受講を希望し出願することはできない。

(審査)

第9条 特定行為研修の受講の可否は, 出願者から提出された書類を審査の上, 看護師特定行為管理委員会(以下「委員会」という。)の議を経て, 病院長が決定する。

2 病院長は, 前項の規定により受講の可否を決定したときは, 出願者に対して書面にて通知するものとする。

第10条～第14条 (略)

(再試験)

第15条 病院長は, 第13条に規定する成績評価の結果が不合格であった特定行為研修生に対して, 原則として1回に限り再試験を行うこ

とができる。

- 2 再試験は、当該研修期間内に実施するものとする。ただし、研修期間の延長を認める場合は、当該延長後の研修期間内に実施するものとする。

第17条（略）

（再演習，再実習）

第18条 病院長は、第14条に規定する成績評価の結果が不合格であった特定行為研修生に対して、原則として各1回に限り再演習又は再実習を実施することができる。ただし、区分別科目の再実習で実施できる症例数は、5症例までとする。

- 2 再演習又は再実習は、当該研修期間内に実施するものとする。ただし、研修期間の延長を認める場合は、当該延長後の研修期間内に実施するものとする。

（修了の認定）

第19条 病院長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者について、委員会の議を経て、特定行為研修の修了を認定する。

- (1) 共通科目を全て履修し、かつ、第14条に規定する成績評価において合格すること。
 - (2) 受講を許可された区分別科目を全て履修し、かつ、第14条に規定する成績評価において合格すること。
- 2 病院長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、厚生労働省が定める所定の事項を記載した特定行為研修修了証を交付するものとする。

第20条・第21条（略）

（研修の停止及び取り消し）

第22条 病院長は、特定行為研修生が第13条及び前条の規定に違反し、又は特定行為研修生としてふさわしくない行為があったときは、委員会の議を経て、当該特定行為研修生の研修を停止させ、又

とができる。

- 2 再試験は、当該研修期間内に実施するものとする。ただし、研修期間の延長を認める場合は、当該延長後の研修期間内に実施するものとする。

第16条（略）

（再演習，再実習）

第17条 病院長は、第13条に規定する成績評価の結果が不合格であった特定行為研修生に対して、原則として各1回に限り再演習又は再実習を実施することができる。ただし、区分別科目の再実習で実施できる症例数は、5症例までとする。

- 2 再演習又は再実習は、当該研修期間内に実施するものとする。ただし、研修期間の延長を認める場合は、当該延長後の研修期間内に実施するものとする。

（修了の認定）

第18条 病院長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者について、委員会の議を経て、特定行為研修の修了を認定する。

- (1) 共通科目を全て履修し、かつ、第13条に規定する成績評価において合格すること。
 - (2) 受講を許可された区分別科目を全て履修し、かつ、第13条に規定する成績評価において合格すること。
- 2 病院長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、厚生労働省が定める所定の事項を記載した特定行為研修修了証を交付するものとする。

第19条・第20条（略）

（研修の停止及び取り消し）

第21条 病院長は、特定行為研修生が第12条及び前条の規定に違反し、又は特定行為研修生としてふさわしくない行為があったときは、委員会の議を経て、当該特定行為研修生の研修を停止させ、又

は研修の許可を取り消すことができる。

第23条・第24条（略）

附 則

この規程は、令和7年12月16日から施行する。

別表第1 （略）

別表第2 特定行為区分（術中麻酔管理領域パッケージコース）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸器からの離脱
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保（新設）
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

別表第3 特定行為区分（区分別選択コース）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の

は研修の許可を取り消すことができる。

第22条・第23条（略）

別表第1 （略）

別表第2 特定行為区分（術中麻酔管理領域パッケージコース）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

別表第3 特定行為区分（区分別選択コース）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の

	設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連（新設）	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去（新設） 創傷に対する陰圧閉鎖療法（新設）
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保（新設）
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正（新設）
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整

別表第4 看護師特定行為研修 研修料

項目名	研修費（円・税込）
共通科目研修料	335,000
外科術後病棟管理領域パッケージコース	570,000
術中麻酔管理領域パッケージ	300,000
区分別選択コース	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	73,000
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	70,000

	設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整

別表第4 看護師特定行為研修 研修料

項目名	研修費（円・税込）
共通科目研修料	335,000
外科術後病棟管理領域パッケージコース	489,000
術中麻酔管理領域パッケージ	268,000
区分別選択コース	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	50,000
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	49,000

胸腔ドレーン管理関連	<u>79,000</u>	胸腔ドレーン管理関連	<u>76,000</u>
腹腔ドレーン管理関連	<u>43,000</u>	腹腔ドレーン管理関連	<u>41,000</u>
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	<u>43,000</u>	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	<u>49,000</u>
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	<u>70,000</u>	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	<u>49,000</u>
創傷管理関連（新設）	<u>143,000</u> （新設）		
創部ドレーン管理関連	<u>41,000</u>	創部ドレーン管理関連	<u>45,000</u>
動脈血液ガス分析関連	<u>110,000</u>	動脈血液ガス分析関連	<u>63,000</u>
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	<u>79,000</u>	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	<u>54,000</u>
術後疼痛管理関連	<u>44,000</u>	術後疼痛管理関連	<u>68,000</u>
<p>【改正理由】 履修免除の開始および創傷管理関連の区分追加，研修料の見直しにあたり，所要の改正を行うものである。</p>			